

# 「旧姓の通称使用」の問題点

## 1 旧姓の通称使用ができない又はできない場合がある手続

- (1) 税金関連の手続(税務書類(申告書等)、納税通知書等)
- (2) 銀行口座(一部で非対応)、クレジットカード(個社により異なる)

## 2 本人、企業等の経済的なコスト、負担

- (1) 本人の旧姓併記、改姓の手続等にかかる金銭的負担、時間的負担
- (2) 企業、団体等における人事、給与管理上の負担(通称及び戸籍名の2つの名前の管理のためのシステム改修等のコスト、人事、給与手続の煩雑化)
- (3) 個人識別の誤りのリスクやコストの増大

## 3 本人の心理的な負担

- ・ 改姓や旧姓併記により婚姻、離婚等のプライバシーが公になる
- ・ 通称名と戸籍名の2つの姓を使い分けや併用に伴う負担や混乱

## 4 改姓によるアイデンティティの喪失

## 5 婚姻の妨げになっている

- ・ 実家の名字の存続の問題、事実婚の選択

## 6 渡航や外国生活における支障

- (1) 旧姓の使用場面が限定
- (2) パスポートの戸籍名と通称との違いに関し説明が必要

## 7 女性活躍の妨げになっている

- (1) 改姓による業績、研究実績(論文、特許等)、経歴の分断
- (2) 事業承継における困難